

日本の年金制度

●現行の年金制度

日本の年金制度、結構複雑ですので、以下にご説明しますね。

現在、年金制度は、3制度あります。

国民年金、厚生年金、そして共済組合の年金制度。

年金の仕組みが大幅に改正された昭和61年に、2階建て年金システムがスタートしました。

2階建ての1階部分に当たる基礎年金部分の国民年金は、原則日本に居住の全ての人に加入が義務付けられました。

ですので、20歳以上60歳未満で、日本国内に居住される方は、国民年金の被保険者ということになります。

- ・国民年金第1号被保険者 自営業、学生等で一般の会社員以外の方です。
- ・国民年金第2号被保険者 会社員、公務員等の方です。
- ・国民年金第3号被保険者 第2号被保険者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者
そして、第2号被保険者には、基礎年金の上、2階部分に当たる、厚生年金（会社員等）、共済年金（公務員等）等があります。

国民年金第3号被保険者の保険料は、厚生年金や共済年金全体でその保険料を負担する仕組みとしたため、第3号は本人が保険料を支払う必要はありません。

●被用者年金

共済組合は、元々は「恩給」から名称、対象者が変わり 現在の共済組合の年金となります。現在は、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合で、厚生年金とあわせ「被用者年金」といわれています。

●共済制度では、年金は長期給付

共済制度は独特の表現があり、短期給付といわれるものが、所謂、医療保険関係の給付で、長期給付が年金関係の給付となります。

●年金の「短期要件」と「長期要件」

被用者年金の「遺族年金」には、厚生年金、共済年金ともに「短期」「長期」要件があります。要件は、2制度とも同じで、在職中、又は在職中に初診日のある傷病が原因で、退職後初診日から5年以内に死亡した場合が、「短期要件」。

老齢年金の受給権者、受給資格期間を満たした方が亡くなられた場合は、「長期要件」。

2つの年金制度から遺族年金を受け取ることが出来る場合は、併給調整が行われます。

どちらも「長期」要件に該当する場合は、両方の年金を受け取ることが出来ますが、両方とも「短期要件」の場合は、どちらか選択、厚生年金が「短期」共済が「長期」の場合は、どちらか選択というように受け取られる方が、選ぶようになります。

●年金の裁定請求

年金を受給する資格のある人が行う申請が、「裁定請求」です。

年金は、受給資格があり、支給年齢に達すれば黙っていてももらえるというのではなく、支給開始年齢に到達したら必ず自分で裁定請求というアクションを起こす必要があります。

年金の裁定請求書は、共済年金はとても簡素化されており、書きやすいものです。

厚生年金も、数年前から、ターンアラウンド方式になり、必要な箇所は印字済みです。

●年金の資格期間

老齢基礎年金、老齢厚生年金等を受給するためには、25年間の資格期間が必要です。

トータルで25年間、国民年金に加入し保険料を支払うか、厚生年金の被保険者であったことが必要なのです。

※25年はあまりに長いということで、平成27年10月からこの資格期間は10年に短縮されますが、現在はまだ25年必要です。

ただし、この25年というのは、ご自分の老齢年金を受給する場合の要件で、配偶者や親族の遺族年金を受給する場合は、資格期間が問われることはありません。

●年金制度改革について

詳しくは以下をクリックしてご確認ください。↓

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/tp0829-01.html>



無断転載をお断りします。